

道路管理業務委託特記仕様書

第1章 目的

(目的)

第1条 本仕様書は、福島県会津若松建設事務所が発注する道路管理業務委託（会津縦貫北道路）に係る設計図書の内容について、必要な事項を定める。

- 2 本仕様書と設計図書等の間に相違がある場合は、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 3 設計図書及び本仕様書に記載の無い事項については、「会津縦貫北道路管理マニュアル」によるものとし、それ以外の事項については、「土木工事共通仕様書（福島県土木部監修）」による。

第2章 委託区域

(委託区域)

第2条 本業務の委託区域は次のとおりとする。

- (1) 路線名 国道121号（会津縦貫北道路）喜多方IC～会津若松北IC
 - (2) 路線延長 13.1km
 - (3) 道路の位置 起点 喜多方市関柴町西勝字西原地内
（喜多方インターチェンジ）
終点 会津若松市高野町大字中沼字西坂才甲地内
（会津若松北インターチェンジ）
- 2 会津縦貫北道路管理事務所（以下「管理事務所」という。）の位置
会津若松市高野町大字中沼字坂才道南西甲714番1地内

第3章 道路管理

(管理時間)

第3条 道路管理は、道路監視と道路巡視からなる。

- 2 道路管理は24時間体制とする。

(道路管理員)

第4条 道路管理は、道路管理員（2名）で行うものとする。

- 2 道路管理員は、福島県会津若松建設事務所が発行する資格証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

(道路監視)

第5条 道路管理員は、管理事務所に駐在し、道路交通情報管理（道路情報の収集、連絡、提供）を行うものとする。なお、事故等の異常時においては、パトロール車からの報告のほか、道路情報システム（CCTV等）、気象観測装置等の情報を収集し、また、必要に応じ外部からの情報を収集し、迅速かつ適切な情報提供により車両の安全を確保しなければならない。

- 2 道路管理員は、道路の状況により道路の利用者へ早急に周知しなければならない情報がある場合は、道路情報板の操作を行い、道路利用者へ情報の周知をしなければならない。
- 3 道路管理員は、通行規制が発生するような重要な事態を確認したときは、福島県会津若松建設事務所長に報告し、指示を受けなければならない。

(道路巡視)

第6条 道路管理員は、道路パトロール（巡視）を行う。

- 2 平常時パトロールは、1日3回（午前1回・午後1回・夜間1回）行う。
- 3 パトロールは2人で行うことを原則とする。
- 4 パトロールにより異常を発見した場合は、速やかにその事態を解消するための道路上作業を行い、道路を常時良好な状態に保つように努めなければならない。
- 5 道路管理員は、通行規制が発生するような重要な事態を確認したときは、福島県会津若松建設事務所長に報告し、指示を受けなければならない。

(緊急出動)

第7条 道路管理員は、道路に異常が発生した場合等に緊急出動し、速やかにその事態を解消するための道路上作業を行う。

- 2 道路管理員の緊急出動が必要な場合は次のとおりとする。
 - (1) 事故等により、本線上において通行規制が必要となったとき。
 - (2) 大雨警報等が発令されたとき。
 - (3) 本線上の道路管理において、通行規制の必要が生じたとき。
 - (4) 除雪作業等、本線上の作業において後尾警戒が必要なとき。
 - (5) 福島県会津若松建設事務所長が緊急出動の必要があると認めたとき。

(貸与車両等)

第8条 道路パトロール車は貸与とする。

- 2 道路管理に要する物品は、貸与または支給を原則とする。

(東北道路啓開計画)

第9条 受託者は、東北道路啓開計画（福島県版）に基づき、大規模災害発生時には、本計画に位置付けられた路線において、道路啓開を実施すること。

第4章 防雪柵設置撤去等

(防雪柵設置撤去工)

第10条 防雪柵設置撤去工は、固定式吹払柵の設置（支柱及び張立材）及び撤去（支柱及び張立材）を行うものとする。

- 2 防雪柵の設置については毎年12月14日までに完了するものとする。
- 3 施工前及び竣工写真のほか設置状況も写真撮影するものとする。

(スノーポール設置撤去工)

第11条 スノーポールの設置については毎年12月14日までに完了するものとする。

- 2 スノーポール設置撤去に要する物品は貸与を原則とする。
- 3 施工前及び竣工写真のほか設置状況も写真撮影するものとする。

第5章 道路補修

(作業内容)

第12条 道路補修は、突発的な事故による補修や経年の老朽化による補修等の軽微なもの(道路除草、パッチング、区画線、ガードレール等)について行うものとする。なお、補修項目については監督員と協議し、決定するものとする。

(貸与車両等)

第13条 作業用ユニック車は貸与とする。

2 道路補修に用する物品は、貸与または支給を原則とする。

第6章 雪氷対策

(凍結抑制剤散布)

第14条 路面凍結が予想される場合には、路面状況、気象・現場条件等を考慮した上で、必要に応じて凍結抑制剤の散布作業を行うものとする。

2 凍結抑制剤散布は、次の場合に出動する。

(1) パトロールの結果、凍結の恐れがあると判断されたとき。

(2) 気象観測装置及びその他の気象情報のデータから、凍結の恐れがあると判断したとき。

(3) 福島県会津若松建設事務所長が凍結抑制剤の散布を必要と認めたとき。

3 実績報告における凍結抑制剤散布車の暖機運転等に係る取扱いは、下記のとおりとする。

(1) 年度始めの稼働前に30分間、2回目以降は15分間の暖機運転等を実施する。また、稼働後の暖機運転等は15分間実施する。

(2) 連続不稼働2週間毎に30分間の稼働前暖機運転等を実施する。

(3) 実績報告における稼働時間の計上については、1ヶ月毎の稼働延べ時間を合計し、昼間及び深夜のそれぞれ1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。なお、1日に2回以上出動する場合は稼働毎に暖機運転等を含め計上する。

4 凍結抑制剤散布作業者の安全運転の徹底を図り、凍結抑制剤散布車は、運転手と助手の2人乗務とする。

(除雪作業)

第15条 除雪作業は、除雪車(除雪トラック、除雪ドーザ、ロータリー除雪車、以上「除雪車」という。以下同じ。)による本線、ランプ部および交差点部の除雪(新雪除雪、圧雪処理、拡幅除雪)をいう。

2 除雪車は、次の場合に出動する。

(1) パトロールの結果、除雪が必要と判断されたとき。

(2) 気象観測装置及びその他の気象情報のデータから、除雪が必要と判断したとき。

(3) 福島県会津若松建設事務所長が除雪の必要があると認めたとき。

- 3 実績報告における除雪車の暖機運転等に係る取扱いは、下記のとおりとする。
- (1) 年度始めの稼働前に30分間、2回目以降は15分間の暖機運転等を実施する。また、稼働後の暖機運転等は15分間実施する。
 - (2) 連続不稼働2週間毎に30分間の稼働前暖機運転等を実施する。
 - (3) 実績報告における稼働時間の計上については、1ヶ月毎の稼働延べ時間を合計し、昼間及び深夜のそれぞれ1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。なお、1日に2回以上出動する場合は稼働毎に暖機運転等を含め計上する。
- 4 除雪作業者の安全運転の徹底を図り、除雪車は、運転手と助手の2人乗務とする。

(貸与車両等)

第16条 除雪車、凍結抑制剤散布車は貸与とする。

- 2 雪氷対策に用する物品は、貸与または支給を原則とする。

(支給品)

第17条 雪氷対策作業において、凍結抑制剤については支給とする。

第7章 その他

(貸与車両)

第18条 貸与車両の規格は次のとおりである。

- | | | |
|--------------------|--------------------------------|-----|
| (1) 除雪トラック | 10 t | 2 台 |
| (2) 除雪ドーザ | 19 t 級 | 1 台 |
| (3) ロータリー除雪車 | 1.3 m 級 | 1 台 |
| (4) 凍結防止剤散布車 | 3 t 積トラック、容量2.5 m ³ | 1 台 |
| (5) 道路巡回車 (パトロール車) | 2,000 c c、四輪駆動 | 1 台 |
| (6) 作業用ユニック車 | トラッククレーン機能付 | 1 台 |

- 2 軽微な車両の修繕は受託者の負担とする。

(貸与品)

第19条 次の品目については貸与または支給とするが、必要に応じ受託者が持ち込むものとする。

- (1) 各種注意及び規制標識
- (2) 警告灯
- (3) 回転灯
- (4) 矢印板
- (5) セーフティーラバーコーン
- (6) デリネーター
- (7) 補修用舗装材
- (8) その他

(交通誘導訓練)

第20条 道路管理業務の担当者及び作業員については、必要に応じ随時交通誘導訓練を行い、訓練に参加している要員を配置すること。